



高校生地域づくり実践プロジェクト

八戸圏域高等学校 地域活動促進事業助成金



令和8年度 募集要項

令和7年度の活動の様子
(市ホームページ) ↓



募集期間

令和8年4月23日(木) から
6月3日(水) まで ※当日必着

応募対象

- ・八戸圏域の市町村内に所在する高等学校
- ・特別支援学校の高等部
- ・圏域内高校等に所属する生徒で構成される団体

対象事業

八戸圏域内で取り組む地域振興又は地域貢献に関する活動など、郷土に愛着と誇りを持つ人材の育成のために高等学校もしくは圏域内高校等に所属する生徒で構成される団体が行う事業又は学習活動

助成金額

- 1件あたり20万円まで
- ※高校等の所在地以外で実施する場合や圏域町村に所在する高校等からの申請である場合、24万円まで
- ※高校等が所在しない町村で実施する場合、28万円まで

八戸圏域高等学校地域活動促進事業助成金制度の流れ

交付申請

- ・募集する事業は、高等学校が行う郷土に愛着と誇りを持つ人材の育成に資する事業又は教育活動です。
- ・募集期間は、令和8年4月23日(木)～令和8年6月3日(水)までです。
- ・申請には所定の書類提出が必要です。

1ページ

3ページ

6～10ページ

選考

- ・選考基準に基づき、助成金の交付対象となる事業をヒアリング審査により選考します。(令和8年7月予定)
- ・選考結果は文書で通知します。

3ページ

交付決定

- ・助成金の交付が決定した場合には、交付手続きを進めるため、別途必要な書類を提出していただきます。
- ・助成金は交付手続き完了後、速やかに交付します。

3ページ

事業実施

- ・令和9年2月28日(日)までに申請した事業を実施、完了していただきます。

4ページ

状況報告

- ・令和8年10月31日(土)現在の状況を記載した状況報告書を、令和8年11月27日(金)までに提出していただきます。

4ページ

実績報告

- ・事業が終了した日の翌日から起算して30日を経過する日、または令和9年3月19日(金)のいずれか早い日までに実績報告書を提出していただきます。

4ページ

成果発表

- ・事業を実施した成果について、公開により報告していただきます。
- ・令和9年2月下旬の土曜日の開催を予定。

5ページ

交付確定

- ・事業が適正に行われたか、対象経費の不適切な支出がないかなどを審査し、助成金の額を確定します。
- ・確定審査の結果は文書で通知します。

5ページ

1 八戸圏域高等学校地域活動促進事業助成金制度の目的

高校生が取り組む地域振興や地域貢献に関する活動など、郷土に愛着と誇りを持つ人材の育成に資する事業又は教育活動に対して助成金を交付し、その取組を支援することにより、人口減少・少子高齢社会が進展する中においても、活力に満ちた地域社会の実現と八戸圏域（八戸市、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村及びおいらせ町）の将来を担う人材の育成を図ることを目的としています。

2 応募対象者

八戸市、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村又はおいらせ町の区域内に所在する学校教育法に定める高等学校又は特別支援学校の高等部（以下「高校等」という。）もしくは八戸圏域内高校等に所属する生徒で構成される団体が応募対象となります。

- ・ 1校から複数事業の申請が可能です。
- ・ 生徒会、部活動などの活動も対象です。
- ・ 学年を班に分けて実施するものなど、同一プログラム内における活動は全体で1事業とみなします。

3 対象事業

○八戸圏域内に所在する高校等が、郷土に愛着と誇りを持つ人材育成のために各校の専門分野・特徴を生かし、圏域内において行う地域振興・地域貢献事業、又は教育活動で、令和8年4月1日から令和9年2月28日までに実施・完結するものが対象となります。

○複数人単位で行われる事業に限ります。

○営利のみを目的とする事業や、政治活動もしくは宗教活動に関する事業などは対象となりません。

【参考：事業例】

- ▶ 高校生のアイデアを取り入れ、向上心や積極的に学ぶ意欲などチャレンジする心を育む事業
- ▶ 地域振興に関する事業
 - ・ まちづくりに関する調査研究や、調査研究を活かした活動
 - ・ 八戸圏域内企業との共同研究、開発
- ▶ 地域への貢献活動
 - ・ 市民活動団体や地域コミュニティ活動団体と協働で行う環境保全事業
 - ・ 町内会と協働で行う地域資源マップづくり など

★八戸圏域内町村からの提案事業 ※事業内容の詳細は12ページをご覧ください。

○八戸圏域内の各町村が高校生に取り組んで欲しい事業テーマ（地域資源や課題に関連）は以下のとおりとなりますので、事業内容を検討する際の参考としてください。

町村名	テーマ
田子町	田子町の伝統芸能及び無形民俗文化財の保存と伝承
階上町	いちご煮のアレンジレシピやお土産品の開発
	公共交通の利用促進について

4 助成金額

○下表のとおり（1件あたりの上限）

上限額	内 容	備考
20万円	・八戸市に所在する高校等が市内のみで実施する場合	他助成金との併用がある場合、 最大申請可能額の半額まで となります。
24万円	・八戸市に所在する高校等が町村でも活動する場合 ・圏域町村に所在する高校等が申請する場合	
28万円	・高校等が所在しない町村で実施する場合	

※学生団体等による申請の場合、団体の所在地を基に上限額を決定します。

※予算の範囲内で選考により決定されます。

5 対象となる経費

○対象となる経費は、事業を実施するために直接必要と認められる経費で、令和8年4月1日から令和9年2月28日までの期間の事業に要するものとなります。

○八戸圏域外で実施する事業に要する経費は対象となりません。

○助成金の対象経費として認められるかどうか分からない場合は、八戸市若者活躍応援課までお気軽にお問い合わせください。

区 分	内 容
謝礼	外部講師の謝礼
旅費	外部講師の旅費や宿泊費
交通費	事業の実施のために必要な移動費 ※公共交通機関を利用する場合は、その実費分が対象となります。 ※自家用車を利用する場合は、移動距離1kmあたり25円で算出します。 所定の様式を用意していますので、当課までご連絡ください。
消耗品購入費	事業の実施に必要な事務用品や材料などの購入費
印刷製本費	チラシやポスター、資料などの印刷経費
通信運搬費	郵便などに必要な経費
保険料	イベント等を実施する際の保険料
使用料賃借料	会場の使用料、機材などのレンタル料

【参考：主な対象外経費】

区 分	内 容
労務費	高校等の教職員及び高校生の労務費
飲食費	高校等が負担すべき教職員や高校生、事業への参加者の飲食代
視察旅費	高校等の教職員及び高校生による視察のための経費
備品購入費	八戸市財務規則に定める備品に該当する物品の購入費 例) ・パソコン ・プリンタ ・カメラ ・書棚 ・机 ・椅子 ・時計 ・計算機 ・扇風機 ・脚立 ・三脚 ・電気工具 ・巻尺 ・リヤカー ・天幕 など

6 事業の応募

(1) 募集期間 令和8年4月23日(木)から6月3日(水)まで ※当日必着

- (2) 提出書類
- ① 交付申請書 (別記第1号様式)
 - ② 事業計画書 (別記第2号様式)
 - ③ 事業収支予算書 (別記第3号様式)
 - ④ その他事業の参考となる資料や八戸市長が必要と認める書類

6 ページ～9 ページ

(3) 提出・問合せ先

八戸市 総合政策部 若者活躍応援課 若者活躍・移住支援グループ (本館4階)

住所 〒031-8686 八戸市内丸一丁目1番1号

電話 0178-43-2319 (直通) / FAX 0178-47-1485

E-mail waka@city.hachinohe.aomori.jp

○提出書類のデータは市ホームページからダウンロード
できます。

○記入方法などの各種相談は、上記問合せ先までご連絡
ください。



7 事業の選考

○助成金の交付については、選考基準に基づき、**ヒアリング審査**によって選考します。
(令和8年7月予定)

○助成金を交付する事業は、八戸圏域内の市町村の関係課長で構成される「八戸圏域高等学校地域活動促進事業助成金選考会」の意見をもとに、八戸市長が決定します。

○選考員の評価点数のうち、最高点と最低点を除いた評価点数の平均点が概ね満点の6割以上の案件について、加点後の最終点数が高い順に、予算の範囲内で交付対象事業として選考します。

【選考基準：各10点満点】

① 有効性	地域資源を活かし、郷土に愛着と誇りを持つ人材の育成が期待できる事業であるか。
② 貢献性	八戸圏域内の市町村の課題解決や活性化、住民生活の向上等、地域社会への貢献が期待できる事業であるか。
③ 実現性	スケジュールや予算が具体的かつ現実的な事業であるか。
④ 独創性	学校の専門性や特色又は高校生のアイデアが活かされた事業であるか。
⑤ 発展性	事業自体の継続や定着、他への波及効果が期待できる事業であるか。

★【加点】度合いによって、それぞれ0～2点を追加。

① 生徒の主体性	イベントを生徒が企画・運営するなど、事業に対して生徒がどの程度意欲的に関わっているか。
② 町村からのテーマ関連性	八戸圏域内の市町村から提案のあったテーマに関連する事業であるか。

8 交付決定（助成金の交付）

- 選考結果は文書で通知します。
- 助成金の交付が決定した場合には、交付手続きを進めるため、別途必要な書類を提出していただきます。
- 助成金は交付手続きが整い次第、一括して概算払により交付します（口座振込み）。

9 事業の実施

- 助成金が交付された事業は、令和9年2月28日までに実施、完了していただきます。

★事業実施の注意点

- 八戸圏域外で実施する事業に要する経費は対象になりません。
- 助成金は申請した事業の目的以外に使用することはできません。
- 助成金の交付が決定した後に事業内容を変更する場合は、変更手続きが必要になりますので、速やかに若者活躍応援課までご連絡ください。
- 適正な予算執行に努めてください。
 - ▶ 事業の実施に要した経費の支払いは、速やかに行ってください。
 - ▶ 領収書がない場合、原則として対象経費として認められません。領収書などの支払いを証明する書類については、大切に保管してください。
- 事業の記録を残してください。
 - ▶ 事業を実施している様子を写真などで残してください。
 - ▶ 印刷物を作成した場合は、保管してください。
 - ▶ 新聞に掲載された場合は、記事を保管してください。
- 事業の実施状況について、必要に応じて事務局が視察や聞き取りにより確認させていただくことがあります。
- 虚偽の申請があった場合には、助成金の交付を取り消す場合があります。
- 助成金の活用事業であることのPRにご協力ください。



10 事業の報告（状況報告）

- (1) 報告時期 令和8年10月31日現在の状況を記載した状況報告書を、令和8年11月27日までに提出してください。
- (2) 提出書類
 - ①状況報告書（別記第6号様式）
 - ②事業記録報告書（別記第7号様式）
 - ③事業収支決算書（別記第8号様式）
 - ④その他、事業の実施状況がわかる資料など、八戸市長が必要と認める書類
- (3) 提出先 八戸市 総合政策部 若者活躍応援課 若者活躍・移住支援グループ

助成金が交付された学校に後ほど配付します。

11 事業の報告（実績報告）

- (1) 報告時期 事業が終了した日の翌日から起算して30日を経過する日、または令和9年3月19日のいずれか早い日までに提出してください。
- (2) 提出書類
 - ①実績報告書（別記第9号様式）
 - ②事業記録報告書（別記第7号様式）
 - ③事業収支決算書（別記第8号様式）
 - ④その他、事業の実施状況がわかる資料など、八戸市長が必要と認める書類
- (3) 提出先 八戸市 総合政策部 若者活躍応援課 若者活躍・移住支援グループ

助成金が交付された学校に後ほど配付します。

12 成果報告

- 事業を実施した成果について、公開により報告していただきます。
※事業実施期間を令和9年2月28日までとしているため、成果報告会までに事業が完了しない場合には、事業完了を見込んだ内容で報告していただきます。
- 開催日は、令和9年2月下旬の土曜日を予定しています。
- 地域貢献に最も寄与していると認められた事業には市長賞が贈られ、受賞団体には副賞を贈呈するほか、広報はちのへ・市SNS等での活動紹介を行います。

【学生&高校生まちづくりコンペティション(活動成果発表)の様子】(R7年度の様子)



13 交付確定

- 事業の報告書類(11 事業の報告(2) 提出書類)をもとに、事業が適正に行われたか、対象経費の不適切な支出がないかなどを審査し、助成金の額を確定します。
- 適正に行われていないと判断される場合は、交付決定の取消や助成金の返還を求めることがあります。
- 確定審査の結果は文書で通知します。

★助成金の確定方法

- ①対象経費の合計額が交付決定額を下回るときは、対象経費の合計額が交付決定額になります。なお、この場合の差額は返金していただくこととなります。
- ②対象経費の合計額が交付決定額を上回るときは、交付決定額が交付決定額となります。
- ③助成金以外にその他の収入があり、その他の収入額が対象外経費の額を上回るときは、事業総額よりその他の収入額を差し引いた額を対象経費として扱い、上記①、②により交付決定額を決定します。

記載例①
（高校等の場合）

八戸圏域高等学校地域活動促進事業助成金 交付申請書

年 月 日

（あて先）八戸市長

申請者	学 校 名	〇〇〇〇高等学校
	団体名 (学生団体の場合)	空欄に
	住 所	〒〇〇〇〇-〇〇〇〇 八戸市〇〇△丁目◇-◇
	代表者氏名	校長 〇〇 〇〇
連絡先	氏名	教諭 〇〇 〇〇
	TEL	〇〇-〇〇〇〇
	FAX	〇〇-〇〇〇〇
	mail	〇〇〇〇@△△△△.jp

押印不要です

令和8年度八戸圏域高等学校地域活動促進事業助成金交付要領第5条第3項の規定に基づき、以下のとおり申請します。

1 事業の名称	八戸圏域 世代間交流のための体操教室	
2 事業実施期間	例) 令和8年 4月 1日 から 令和9年 2月 28日まで	
3 総事業費 (助成金対象外経費を含む)	260,000 円	
4 助成金交付申請額	200,000 円	対象となる領収書の年月日については、交付申請書に記載する事業実施期間内のものが対象になります。
5 添付書類	(1) 事業計画書（別記第2号様式） (2) 事業収支予算書（別記第3号様式） (3) その他必要書類	

八戸圏域高等学校地域活動促進事業助成金 事業計画書

【事業計画書の記入にあたっての注意事項】

- 本書類によって審査・選考を行いますので、内容はできるだけ詳しく、わかりやすく、具体的に記載してください。
- 事業計画書に記載する事業は、令和9年2月28日までに実施する予定の事業としてください。
- その他、提案する事業を理解するために参考となる資料などがあれば添付してください。

学 校 名	○○○○高等学校
事業の名称	八戸圏域 世代間交流のための体操教室
<p style="text-align: center;">事業の目的</p> <p>現状の課題や問題点など、この事業に取り組もうとしたきっかけや理由を踏まえて、事業実施の目的を具体的に記入。</p>	<p style="text-align: center;">○解決したい課題（現状）や背景は何ですか？ ○この事業に取り組むこととなったきっかけは何ですか？</p> <p style="text-align: center;">きっかけ、課題（現状）を踏まえ、 事業を実施することで、どのような状態を 目指すかを記入してください。</p>
<p style="text-align: center;">事業の内容</p> <p>誰が（事業に取り組む生徒の学科・学年・人数等）、どのような人のために、どのような内容・方法等で実施するかを具体的に記入。</p>	<p>（取り組む人：生徒の学科・所属、学年、人数） 普通科、2年、30人（○名ずつ、△グループで活動）</p> <hr style="border-top: 1px dotted #000;"/> <p>（対象者：どのような人のために） 八戸圏域に暮らす親子、祖父母と孫など</p> <hr style="border-top: 1px dotted #000;"/> <p>（どのような内容・方法等で）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもが普段行う遊びを調査（△△幼稚園の児童を対象） ・外部講師による講演会を実施 ・調査を基に、指導する体操を考案 ・教室実施後、アンケートを行う（○○を対象）
<p style="text-align: center;">事業実施により期待される効果</p> <p>この事業を実施することによって、事業に取り組む生徒のほか、住民や地域に対してどのような効果が期待できるかを具体的に記入。</p>	<p>（生徒への効果）</p> <hr style="border-top: 1px dotted #000;"/> <p>（住民や地域への効果）</p>
	<p style="text-align: center;">実施する事業によって目指す、 または期待している効果を 具体的に記入してください。</p>

別記第2号様式（第5条関係）

事業のスケジュール	日程（時期）	実施内容・場所
準備作業から終了後の報告まで、時期や場所をできるだけ具体的に記入。	4月～5月	八戸圏域内の児童を対象に、普段どのような遊びを行っているかを調査する。 ※アンケートを郵送し、回答を依頼。 対象：南部町 ○○幼稚園、△△保育園
	6月	効果的な運動手法について、講演会を実施 （講師：○○大学 △ △△氏）
	7月～8月	教室の会場予約、募集チラシ作成
	10月	アンケート調査の結果をもとに、体操を考案 場所：○○○○
	11月下旬～ 12月上旬	体操教室を実施（○月△日、△月□日） 場所：八戸市 ○○公民館、△△ホール 南部町 □□会館
	12月中旬	体操教室の振り返り、次年度の計画考案
協働事業者の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有り（事業者名：特定非営利活動法人□□□□） <input type="checkbox"/> 無し <p style="text-align: right;">※該当する項目に✓してください。</p>	
事業に対する他の助成金の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有り（助成金名：青森県△△△△助成金） <input type="checkbox"/> 無し <p style="text-align: right;">※該当する項目に✓してください。</p> <p>※有りの場合：本助成金に申請することで得られる効果・メリット</p> <div style="border: 2px dashed blue; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="color: blue; font-weight: bold;">対象事業について、他の助成金制度に申請している場合は、その助成金制度の名称、本助成金へも申請する利点をご記入ください。 なお、八戸市の他の助成金と併用することはできません。</p> </div>	
<p style="text-align: center;">その他PR</p> <p>学校の特徴や特筆すべき事項を記載してください。</p>		

事業収支予算書

区分		予算額	内訳	
収入の部	八戸圏域高等学校地域活動促進事業助成金	100,000 円	※他助成金あり。 上限 20 万円→10 万円	
	他の助成金・補助金	60,000 円	(名称・内訳) ※八戸圏域高等学校地域活動促進事業助成金以外の助成金・補助金	
	寄附金・協賛金		※学校や企業等からの支援金	
	事業収入（参加料等）		※物品販売収入、参加料、謝礼	
	自己資金	100,000 円	※部費、会費、繰越金	
	その他		※上記以外の収入	
	収入総額	260,000 円		
支出の部	助成金対象経費	謝礼	70,000 円	外部講師謝礼（〇〇氏）
		消耗品費	50,000 円	コピー用紙、インク、模造紙
		印刷製本費	30,000 円	資料作成、報告書印刷
		会場借上料	50,000 円	体操教室会場料
		交通費	30,000 円	八戸圏域内移動
		通信運搬費	20,000 円	アンケート郵送
	対象経費合計	250,000 円		
	助成金対象外経費	飲食費	10,000 円	打ち合わせ用お茶、お菓子代
		対象外経費合計	10,000 円	
		支出総額	260,000 円	

収入総額と支出総額が一致
するよう記載してください。

記載例②
（学生団体の場合）

八戸圏域高等学校地域活動促進事業助成金 交付申請書

年 月 日

（あて先）八戸市長

申請者	学 校 名				空欄に	
	団 体 名 (学生団体の場合)	学生団体△△				学生団体の場合、 団体住所を記入 してください。
	住 所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 八戸市〇〇△丁目◇-◇				
	代表者氏名	代表 〇〇 〇〇 (□□高等学校△学年)				
	連絡先	氏名	代表 〇〇 〇〇			押印不要です
		TEL	〇〇-〇〇〇〇			
		FAX	〇〇-〇〇〇〇			
		mail	〇〇〇〇@△△△△.jp			

令和8年度八戸圏域高等学校地域活動促進事業助成金交付要領第5条第3項の規定に基づき、以下のとおり申請します。

1 事業の名称	八戸圏域 若者交流イベント開催事業
2 事業実施期間	例) 令和8年 4月 1日 から 令和9年 2月 28日まで
3 総事業費 (助成金対象外経費を含む)	260,000 円
4 助成金交付申請額	200,000 円
5 添付書類	(1) 事業計画書（別記第2号様式） (2) 事業収支予算書（別記第3号様式） (3) その他必要書類

対象となる領収書の年月日については、交付申請書に記載する事業実施期間内のものが対象になります。

よくある質問 Q&A

Q1. 4月から活動に着手し、審査会前の5月には終了予定の事業を考えております。この場合でも応募は可能でしょうか？

A. 対象期間（令和8年4月1日～令和9年2月28日）に実施される事業・活動が助成金の対象となりますので、助成金が交付される前に終了する活動でも応募できます。

Q2. 同一事業に、他の補助金を併用することはできますか？

A. 八戸市で実施している他の補助金制度は、市の二重補助となるため併用できません。そのほかの補助金との併用を検討されている場合は、申請前に一度担当までご相談ください。

Q3. 高校の所在地内で行われる事業は上限額が20万円、所在地以外でも行われる事業は24万円になるとのことでしたが、「所在地」とは具体的にどの範囲を示しますか？

A. 八戸市内に住所がある高校等は市内、というように、高校等の住所がある市町村の区域内を指します。

Q4. 事業の中で生徒の製作物を販売する予定があるのですが、現時点で販売金額が確定していません。どのように記載すればよいでしょうか？

A. 単価を高く設定すると、助成金申請可能額（事業費－事業収入で算出）が少なくなるため、まずは単価を低く見積って記載することをおすすめします。助成金未履行額は、事業終了後に返還することになります。

Q5. 過去にこの助成金を活用し実施した事業を、もう一度同内容で申請することはできますか？

A. 申請可能です。審査基準の1つ「発展性」は、事業の継続や地域など他への波及効果が評価されます。

Q6. 交通費について、生徒がバス・電車などの公共交通機関を利用する場合は領収書が発行できませんが、金額等をどのように示せばよいでしょうか？また、教員の交通費も対象になりますか？

A. 公共交通機関は、日付・利用区間・運賃を生徒が記入し押印する様式があります。助成金交付後にお送りいたしますので、必要な場合はお声がけください。また、事業に直接関係すると認められる目的での使用であれば、教員の交通費も対象となります。



八戸圏域町村からの提案事業

～八戸圏域内の各町村が高校生に取り組んで欲しいテーマ（地域資源や課題）

【田子町】

テーマ	田子町の伝統芸能及び無形民俗文化財の保存と伝承
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・田子町の伝統芸能及び無形民俗文化財の保存・伝承 ・田子神楽（県無形民俗文化財） ・田子の虫追い（県無形民俗文化財） ・ナニヤドヤラ <p>→これまで、保存会の他、田子高校郷土芸能部の皆さんが保存・伝承してきましたが、田子高校が閉校となってからは、保存会の活動のみとなったため、圏域高校生や学生の皆さんにも興味をもってもらうことで、保存・伝承につながることを期待します。</p>
田子町からのメッセージ	
	若い皆さんの目線で八戸圏域町村を取材・体験していただき、自由な発想で地域の魅力を発信できたらと思います。

【階上町】

テーマ	いちご煮のアレンジレシピやお土産品の開発
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・郷土料理である「いちご煮」のアレンジレシピやお土産品を考案し、圏域内外で PR を行う。 <p>→若い世代が地域の食文化に触れることで、地域に対する愛着を育む機会となる。また、地元企業との協力による地域産業の発展や観光 PR にも繋がる可能性がある。</p>
テーマ	公共交通の利用促進について
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・バスや電車の利用者を増やすための取り組みを考案する。 <p>→公共交通の維持は八戸圏域において重要な課題である。自ら車を運転できる社会人よりも、普段、通学等で利用している学生の方がより身近な存在であり、影響を受ける層といえる。公共交通について学び、利用者が増える仕掛けづくりを考案することで、地域に対する理解や地域の足を確保する重要性について考える機会になる。</p>
階上町からのメッセージ	
	地元企業や親世代といった自分とは異なる目線に立ちつつ、学生らしいアイデアを取り入れた取組を期待しています。

過去の助成金活用事業の紹介（令和5～7年度分）

【令和7年度】★市長賞 ☆アドバイザー賞（旧特別賞）○八戸圏域 PR 賞

	学校名	【事業名】事業概要
1 ☆	青森県立 三戸高等学校	【「三戸みらいキャンパス」～地域の、そして自分自身の「みらい」を「三戸郡」というキャンパスで描こう～】 地域活性化を担う人材育成のため、高校生視点から地域活性化に関するプロジェクトを班ごとに提案し、地元企業や市民団体、地域人材などと協力しながら実践した。
2 ☆	八戸工業大学 第二高等学校	【八戸工大二高 鮫観光ボランティア】 地域学習・郷土愛醸成のため、三社大祭期間中にキーホルダー製作イベントを行うほか、以前より実施していた蕪島ガイドを継続し、案内やガイドブック配付を実施した。
3 ○	千葉学園高等学校	【「縄文にときめく」～リジナルグッズでもっと縄文が好きになる～】 生徒が学ぶ「服飾手芸」「フードデザイン」等の知識を活かし、是川縄文土器・土偶をモチーフとしたチャームやお菓子の販売、小物の製作体験を実施した。
4 ★	青森県立 八戸水産高等学校	【キレイ 鮫・海 大作戦4 ～森から海へのラブレター～】 SDGs「海の豊かさを守ろう」意識醸成に向け、鮫地区住民等とゴミ拾いを実施。また豊かな海実現に向けた陸からのアプローチとして森に植樹をし、海への効果を研究した。
5 ☆	青森県立 八戸商業高等学校	【八商発！郷土愛 ～地域と共に～】 社会人基礎力や情報発信力の育成、および八戸圏域に対する理解深化のため、地元企業と連携し班ごとにテーマを設定、調査・研究を行い、地域活性化につながる商品開発・課題解決に向けたアプリ開発を行った。



三戸高校



八戸工業大学第二高等学校



千葉学園高等学校



八戸水産高校



八戸商業高校



学生 & 高校生まちづくりコンペティション（活動成果発表会）の様子

【令和6年度】 ☆特別賞

	学校名	【事業名】事業概要
1 ☆	千葉学園高等学校	【「縄文にときめく」～リジナルグッズでもっと縄文が好きになる～】 服飾手芸の知識・技術を活かした地域貢献活動として、縄文土器や土偶をモチーフとしたグッズの製作販売・体験を実施した。
2	青森県立 八戸商業高等学校	【八商発！郷土愛 ～地域と共に～】 圏域の魅力発信のため、地域理解を深める調査を踏まえ、地域活性化につながる商品の開発や広報活動を実施した。
3	八戸工業大学 第二高等学校	【第二次世界大戦期の八戸地方えんぶりの調査・研究 —地域文化の伝承について考える—】 数年前から取り組むえんぶり調査の内容をより深めるため、図書館での史料調査を実施し、えんぶりの歴史を分かりやすくまとめたパンフレットの頒布を行った。
4 ☆	青森県立 八戸水産高等学校	【キレイ 鮫・海 大作戦3 ～発見！わくわく磯探検～】 SDGs「海の豊かさを守ろう」の意識醸成に向け、豊かな海の大切さを学ぶ契機として、鮫地区住民や小中学生などとゴミ拾い・磯探検を実施した。
5	青森県立 三戸高等学校	【持続可能な地域づくり「あおもり創造学」プロジェクト事業 「三戸みらいキャンパス」】 地域活性化を担う人材育成のため、高校生視点で商品開発などプロジェクトを提案し、地元企業と協力し実践した。
6	青森県立 八戸工業高等学校	【産業都市・八戸のPR活動 ～最頂崎に生まれた恵み～】 若者が地元定着を考えるきっかけ作りとして、PR動画や七夕飾りの製作展示などによる「産業都市・八戸」の魅力発信に取り組んだ。



千葉学園高等学校



八戸商業高校



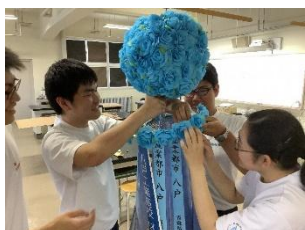
八戸工業大学第二高等学校



八戸水産高校



三戸高校



八戸工業高校



学生＆高校生まちづくりコンペティション（活動成果発表会）の様子

【令和5年度】 ☆特別賞

	学校名	【事業名】事業概要
1	青森県立 八戸商業高等学校	【八商発！郷土愛～地域と共に～】 社会で即戦力となる人財育成を目的とし地域理解を深める調査研究を行う。地域の課題解決や活性化へ繋げる商品・アプリを開発し、イベントで広報活動を行った。
2 ☆	八戸工業大学 第二高等学校	【縄文 Know Festa】 八戸圏域の若者が地域の魅力を理解し、一度は圏域から離れて暮らしてもまた戻ってきてくれることを目標に、是川縄文文化をテーマとした中高生向けイベントを開催。
3	千葉学園高等学校	【「縄文にときめく」～オリジナルグッズでもっと縄文が好きになる～】 生徒の服飾手芸に関する知識や技術を通じ、地域に貢献できる人材育成を目的に、縄文土器や土偶をモチーフにしたグッズの製作・販売や、刺しゅうの製作体験を実施。
4	青森県立 八戸西高等学校	【圏域内におけるファミリー向けの遊びやスポーツの提案】 八戸圏域内に暮らす親子の触れ合い・活動の機会を促進するため、手軽な遊びやスポーツを考案。スポーツを地域の子どもたちと実践し、改良を重ね発表した。
5	青森県立 八戸北高等学校	【令和5年度持続可能な地域づくり「あおもり創造学」プロジェクト事業】 1年生は地域の状況を見学し情報を得て、ひとり一課題を設定し情報整理・分析を行い発表。2年生は前年度の研究を深め、企業へアンケートや取材を行い発表した。



八戸商業高校



八戸工業大学第二高等学校



千葉学園高等学校



八戸西高校



八戸北高校



学生 & 高校生まちづくりコンペティション（活動成果発表会）の様子

令和8年度 八戸圏域高等学校地域活動促進事業助成金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、高校生が取り組む地域振興又は地域貢献に関する活動など、郷土に愛着と誇りを持つ人材の育成に資する事業又は学習活動（以下「事業」という。）に要する経費について、令和8年度の予算の範囲内で高等学校地域活動促進事業助成金（以下「助成金」という。）を交付するものとし、その交付については八戸市補助金等の交付に関する規則（昭和61年八戸市規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(助成対象者)

第2条 助成金の交付の対象となるものは、次に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 八戸市、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村又はおいらせ町の区域（以下「八戸圏域」という。）内に所在する学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める高等学校又は特別支援学校の高等部（以下「高校等」という。）もしくは八戸圏域内高校等に所属する生徒で構成される団体（以下「学生団体等」という。）であること。

(2) 法人の場合、法人市町村民税、固定資産税及び軽自動車税を滞納していないこと。

(3) 公共の利益に反する行為を行わないこと。

(助成対象事業)

第3条 助成金の交付の対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は不特定多数の者の利益の増進を目的として、令和8年4月1日から令和9年2月28日までに行われるものであって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

(1) 八戸圏域外で実施する事業

(2) 法令等に違反し、又は違反するおそれのある事業

(3) 公の秩序若しくは善良の風俗に反し、又は反するおそれのある事業

(4) 政治活動若しくは宗教活動又はこれらに関する事業

(5) 営利のみを目的とする事業

(6) 公共の利益に反する行為を行う個人又は法人との協働による事業

(7) その他助成金の交付対象として適当でないと認められる事業

(助成対象経費及び助成金の額)

第4条 助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、助成対象事業の運営に必要な消耗品購入費、通信運搬費、印刷製本費、謝礼及び交通費に要する費用のほか、当該助成対象事業の実施に必要と認められる費用とする。ただし、次に掲げるものは、助成対象経費としない。

(1) 助成対象事業を実施する高校等（以下「実施高校等」という。）教職員及び高校生の労務費

(2) 飲食費（当該助成対象事業の実施に必要と市長が認めるものを除く。）

(3) 視察旅費

(4) 備品購入費

(5) その他助成金の交付の対象として適当でないと認められる経費

2 助成金の額は、助成対象経費の額に相当する額とし、1件20万円を限度とする。

3 実施高校等が所在する市町村以外の八戸圏域内で助成対象事業を実施する場合や、圏域内町村に所在する高校等が事業を実施する場合の助成金の額は、前項の規定にかかわらず、1件24万円を限度とする。

4 高校等が所在しない圏域内町村で事業を実施する場合は、第2項の規定にかかわらず、1件28万円を限度とする。

5 他助成金と併用して実施する場合は、前項までの規定にかかわらず、申請可能額の半額を限度とする。

6 学生団体等による申請の場合は、団体の所在地により前項までの規定を踏まえ限度額を

決定する。

7 当該助成対象事業に関して、助成金以外にその他の収入があり、その他の収入の額が助成の対象外である経費の額を上回る場合は、助成対象事業に要する経費の総額からその他の収入の額を控除した額を対象経費として扱うものとする。

(交付申請)

第5条 規則第3条の申請書は、別記第1号様式のとおりとする。

2 規則第3条の市長が定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（別記第2号様式）
- (2) 事業収支予算書（別記第3号様式）
- (3) その他市長が必要と認める書類

3 助成金の交付を受けようとするものは、別に定める期日までに前2項の規定により市長に申請しなければならない。

(審査及び決定)

第6条 市長は、申請のあった事業のうちから助成金を交付する事業を決定するに当たっては、八戸圏域内の市町村の関係課長で構成される八戸圏域高等学校地域活動促進事業助成金選考会（以下「選考会」という。）に意見を求めるものとする。

2 選考会は、別に定める基準により助成金を交付すべき事業を選考し、市長に意見を述べるものとする。

3 市長は、前項の意見を基に申請に係る内容を審査し、助成金を交付する事業を決定するものとする。

(交付決定)

第7条 規則第5条の規定による通知は、交付決定通知書（別記第4号様式）により行うものとする。

2 市長は、助成金の不交付を決定したときは、当該申請者に文書により通知するものとする。

(取下期日)

第8条 規則第6条第1項の規定により市長が定める期日は、交付決定通知書を受理した日から起算して7日とする。

(交付方法)

第9条 助成金は、規則第4条の規定による交付の決定後、助成金の交付の決定を受けた助成対象事業の実施者（以下「助成金交付決定者」という。）からの請求に基づき、分割し、又は一括して概算払により交付する。ただし、既に当該事業が完了しているときは、確定払により交付することができる。

(変更等の承認)

第10条 助成金交付決定者は、規則第7条各号に掲げる場合にあつては、あらかじめ変更（中止）承認申請書（別記第5号様式）を市長に提出し、その承認を得なければならない。ただし、同条第1号に掲げる場合であつて、助成対象経費の合計額の20パーセントを超えない額の範囲内における経費の配分を変更しようとするときは、この限りでない。

(状況報告)

第11条 規則第10条の規定による報告は、令和8年10月31日現在の状況を記載した状況報告書（別記第6号様式）を、令和8年11月27日までに次に掲げる書類を添えて市長に提出して行うものとする。ただし、当該期日前に規則第12条の規定による報告がされた場合は、その提出を要しないものとする。

2 状況報告書（別記第6号様式）に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業記録報告書（別記第7号様式）
- (2) 事業収支決算書（別記第8号様式）
- (3) その他市長が必要と認める書類

（実績報告）

第12条 規則第12条の実績報告書は、別記第9号様式のとおりとし、助成対象事業が終了した日の翌日から起算して30日を経過する日又は令和9年3月19日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

2 規則第12条の市長が定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業記録報告書（別記第7号様式）
- (2) 事業収支決算書（別記第8号様式）
- (3) その他市長が必要と認める書類

（確定の通知）

第13条 規則第13条の規定による通知は、確定通知書（別記第10号様式）により行うものとする。

（助成金の精算）

第14条 概算払により助成金の交付を受けたものが、規則第13条の規定による通知を受けたときは、速やかに助成金の精算をしなければならない。

（報告会の開催）

第15条 市長は、助成金交付決定者その他の関係者の出席を求めて公開により報告会を開催するものとする。ただし、天災その他やむを得ない事由により開催できない場合については、この限りでない。

2 市長は、助成金交付決定者のうち、地域への貢献度（八戸圏域内の市町村の課題解決、活性化、八戸圏域内の住民生活の向上へ寄与しているかを基準として評価する。）が特に高いと認められるものを選考し、前項の報告会において表彰するものとする。

3 市長は、前項の規定による選考をするときは、アドバイザーに意見を求めることができる。

（成果及び権利の使用許諾）

第16条 助成金の交付の対象となった事業の実施により得られた成果及び著作権、特許権等の権利を保有するものは、当該成果及び権利に関し、市長が地域振興又は地域貢献のために特に必要があると認め、その使用を求めるときは、無償で使用することを許諾するものとする。

（公表）

第17条 市長は、助成金の交付の対象となった事業の内容、実施状況の概要等を、原則として公表するものとする。

（雑則）

第18条 この要領に定めるもののほか、助成金の交付について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から実施する。

 **若者活躍応援課** ことができました!

若者活躍応援課
本館4階

☎ 0178-43-2319
✉ waka@city.hachinohe.aomori.jp

若者の声と挑戦を市政に活かし全力で応援します!

八戸市 総合政策部 若者活躍応援課

住所 〒031-8686 八戸市内丸一丁目1番1号（本館4階）
電話 0178-43-2319（直通）
FAX 0178-47-1485
Eメール waka@city.hachinohe.aomori.jp